

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第三章 凶作・営農資金をめぐる闘争

第一節 凍霜害をめぐる運動

一九五四年四月二一日、二八日の降霜による作物被害は、昨年に比べては局地的であるが、しかしその打撃は激甚であった。農林省統計調査部の調べによると、五月一五日までの被害状況は大要次の様である。

(一)四月二一日の降霜による被害

桑は九州、関東の一部のように生育の比較的進んでいた地域ほど打撃は大きく、これらの地方は三〇%前後の災害をうけた。とくに九州の大分、宮崎、鹿児島、関東の群馬、埼玉等がひどかった。麦は北関東、東山、南九州に被害が大きく、なかでも長野、埼玉、群馬、栃木の諸県は幼穂枯死、部分不稔等が見られ、熊本、大分、宮崎諸県では、出穂直前の被害により部分不稔が見られた。馬鈴薯は北関東、東山、東海、近畿、関西、九州の諸地方で葉先黄変死の被害があり、菜たねは北関東、東山、南九州の一部に軽微な被害があった。その他果樹、工芸作物も凍霜害をうけた。

(二)四月二八日の降霜による被害

桑の被害は関東、東山、近畿、中国地方が重大で、この外東北、東海、四国、九州の一部にも発生した。二八日の被害は前回のものより広汎で、とくに群馬、埼玉、岐阜、山梨等では二一日の凍霜害と重複した地区があり、ここでは伸長した複芽の枯死があった。また長野、三重等では被害範囲も広汎で昨年以上の打撃をうけた。麦は主として福島、東山、北関東の一部で、部分不稔や葉先枯死等の被害があった。その他長野県のリンゴの被害は相当大きかった。

つぎに冷霜害による減収見込量は、桑(マユ換算)一、二九〇、一二〇貫、小麦二八、七三〇石、大麦二二、七七〇石、馬鈴薯三、八六六千貫、リンゴ八二七千貫、果樹合計一、五九七千貫等で、被害総面積は、一三四、七七四町歩に及んだ。

右の凍霜害に対し、長野、群馬、山梨等の被害激甚地では農民団体、農業団体の側から政府に対し各種の要求が提出され、また各地に農民大会が開かれて中央、地方政府当局への要請運動が展開された。要求内容は、被害農家に対する営農資金の融通、農業手形、桑園手形の利子補給と延納措置、共済金の即時仮払い等から、農薬、肥料の交付、課税減免等に至る多種多様な項目に及んだ。

全農連は五月九日の第九回全国代議員総会で「凍霜害対策に関する決議」をなし、ついで一二日には、全国農業委員会協議会主催凍霜害対策緊急協議会が開かれ、各種助成措置、営農資金融通等を決定、各政党、政府に陳情した。また五月一九日には、中央農業会議参加の各団体および

全国農業委員会協議会、全国養蚕販売農業協同組合連合会等の主催で、衆議院議員会館に凍霜害対策全国代表者会議が開かれて、次のような決議がなされ、直ちに代表委員による国会、政府当局への要請運動が行われた。

(凍霜害対策に関する要請)

去る四月二十一日、二十八日両日の結氷降霜による農作物の被害は、折柄発芽中の桑、果樹、茶を中心に、麦類、なたね、蔬菜等に亘り、被害地域も殆んど全国にまたがり、これが実質的な被害は予想をはるかに上廻るものとみられる。

かくて昨年の数次に亘る災害の打撃からいまだ完全に立直り得ず、しかもデフレ政策の深刻なえいきょうを目前に控えた被害農家の困窮並に食糧生産の減退は、極めて憂慮すべき状況にある。

われわれは本日ここに凍霜害対策全国代表者会議を開催し、総意を以て、国会並に政府に対し、かかる事態の重大性を的確に把握し、速かに左記の如き対策の樹立実行方を強く要請するものである。

〔記〕

一、営農資金の特別融通

1. 被害農家に対する営農資金の特別融通並に利子補給
2. 二十八年度災害による営農資金の償還延期並に利子補給
3. 農業手形、桑園手形の利子補給と延納措置

二、共済金の即時仮払実施

三、速効性窒素肥料の無償交付

四、病虫害防除薬剤の無償交付

五、掃立不能蚕種代金、夏秋蚕種購入代金、稚蚕児の補給施設費の助成

六、転作のための種苗購入費の助成

七、被害農家に対する課税の減免

八、被害町村への平衡交付金の増額

九、その他二十八年度災害に対する救済措置の適用

十、凍霜害防除のための予報制度等恒久対策の確立

昭和二十九年五月十九日

凍霜害対策全国代表者会議

中央農業会議 全国養蚕販売農業協同組合連合会 全国指導農業協同組合連合会 全国農業共済組合 全国販売農業協同組合連合会 全国農業委員会協議会

農業、農民諸団体の連続的な要請運動に対し、政府、各政党も凶作対策の必要を認め、臨時国会において「昭和二九年の台風及び冷害の被害農林業者に対する資金の融通に関する特別措置法」が可決された。この法律によって、台風、凍霜害等の自然災害による農作物の減収が三〇%以上で、かつその減収による損失額が平均総収入の一〇%以上におよぶ農林業者は営農資金の融資を受けうることになったのである。しかしこの法律の適用をうけるばあいにおいても、被害程度の認定や融資額をめぐって問題があり、農民運動の対象となる。つぎに一九五三年の大凶作と、その被害農家に対する融資をめぐる本年度の農民運動を見よう。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

